

京都大学（大学院法学研究科）及び京都大学（法学部）の法曹養成連携協定

京都大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と京都大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して甲における教育と乙における教育との円滑な接続を図り、体系的な教育課程を編成することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 京都大学大学院法学研究科規程第1条に規定する甲の法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 京都大学法学部履修規程第6条の2に規定する乙の法曹基礎プログラム（以下「本法曹基礎プログラム」という。）

（法曹基礎プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本法曹基礎プログラムの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（法曹基礎プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹基礎プログラムの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹基礎プログラムの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹基礎プログラムを修了する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹基礎プログラムの学生（以下「早期卒業志望者」という。）が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 各早期卒業志望者に、学修その他の就学に関する指導を行う学修指導教員を付し、当該学生が履修する演習の担当教員をもって充てること
- 二 学修支援委員会を設置し、早期卒業志望者の学修支援に必要な情報を収集及び分析して、学修指導教員に提供するとともに、必要に応じて学修支援体制の在り方について検討すること

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹基礎プログラムにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹基礎プログラムの修了を希望する学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 乙の求めに応じ、本法曹基礎プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、連携法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹基礎プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹基礎プログラムを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、論文式試験を課さず、本法曹基礎プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜（以下「5年一貫型教育選抜」という。）を実施する。

2 前項に定める5年一貫型教育選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りでない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は

乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に乙に在籍し、本法曹基礎プログラムを修了する資格を有する学生が、本法曹基礎プログラムを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年11月28日

甲

乙

京都大学大学院法学研究科長

京都大学法学部長

山本敬三

山本敬三

1. 乙の法曹基礎プログラムの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するようにするため、次のように本法曹基礎プログラムの教育課程を体系的かつ段階的に編成する。

【法学部の教育目標】

21世紀において、地球規模での交流が活発化し、科学技術や産業の革新が進む中、世界も日本も大きな転換期を迎えている今日、広い視野から国家・社会のあり方を深く考え、新たなビジョンを示して、時代を切り拓いていく優れた人材が求められています。

このような要請に応えるため、京都大学法学部は、自由の学風の下、豊かな教養を涵養し、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識の修得並びに思考力、判断力、構想力及び表現力等の育成を図り、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉え、多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現のために指導的な役割を果たすことができる優れた能力及び資質と高い志を備えた人材を養成することを教育目標としています。

【法曹基礎プログラムのカリキュラムポリシーの要旨】

法曹を志望する者が、法学部での学業成績と面接等に基づく特別選抜により法科大学院に進学することができるよう、本学法科大学院の教育課程と連携して、法曹養成のための教育プログラム（法曹基礎プログラム）を提供しています。この法曹基礎プログラムでは、必修科目及び選択必修科目などが定められ、科目を段階的かつ効果的に履修し、優秀な成績を修めることが求められます。早期卒業や特別選抜により法科大学院に進学するためには、法曹基礎プログラムを修了することが必要ですが、各自の将来計画や関心に基づいて、法曹基礎プログラムを修了せずに、法科大学院に進学し法曹になる道もひらかれています。

2. 乙の法曹基礎プログラムの教育課程 ※1

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	民法（総論・総則・親族）	通年4			法学入門Ⅰ	2
						政治学入門Ⅰ	2
						家族と法	2
	後期	憲法（統治機構）	2			法学入門Ⅱ	2
		民法（総論・総則・親族）	通年4			政治学入門Ⅱ	2
						現代社会と弁護士	2

2年	前期	憲法（基本権）	4	法理学	4	Introduction to European Law	2
		民法（総論・総則・親族）	通年4	法社会学	4	International History 1900 to the Present	2
		民法（物権）	4	日本法制史	4	現代社会と裁判	2
		刑法（総論）	4	ローマ法	4	ミクロ経済学1	2
				政治過程論	4	社会経済学1	2
				アメリカ政治	4	財政学	2
				政治史	4	金融論	2
				日本政治外交史	4	経済史1	2
				行政学	4		
	後期	憲法（統治機構）	2	西洋法制史	4	憲法（総論・憲法訴訟）	2
		行政法（総論）	4	東洋法史	4	国際法（総論・領域）	4
		民法（総論・総則・親族）	通年4	政治原論	4	Japanese Politics from a Comparative Perspective	2
		民法（債権総論・相続）	4	比較政治学	4	現代社会と弁護士	2
		刑法（各論）	4	国際政治学	4	ミクロ経済学2	2
		刑事訴訟法	4	国際政治経済分析	4	経済史2	2
				政治思想史	4		
				公共政策	4		
	3年	前期	憲法（基本権）	4	法理学	4	国際法（対人管轄・紛争）
行政法（行政訴訟）			2	法社会学	4	知的財産法	4
民法（総論・総則・親族）			通年4	日本法制史	4	国際私法	4
民法（物権）			4	ローマ法	4	労働法	4
民法（債権各論）			4	英米法概論	4	日本政治思想史	4
商法（会社）			4	ドイツ法	4	Introduction to European Law	2
民事訴訟法			4	政治過程論	4	International History 1900 to the Present	2
刑法（総論）			4	アメリカ政治	4	現代社会と裁判	2
演習（※2）			2	政治史	4	国際企業取引の実務と法	2
				日本政治外交史	4	ミクロ経済学1	2
				行政学	4	社会経済学1	2
						財政学	2
						金融論	2
						経済史1	2
						世界経済論	2
				金融政策	2		

				租税論	2	
				会計学1	2	
				経済学史	2	
				社会政策論	2	
				外国文献研究(英)	2	
				外国文献研究(独)	2	
後期	憲法(統治機構)	2	西洋法制史	4	憲法(総論・憲法訴訟)	2
	行政法(総論)	4	東洋法史	4	行政法(国家補償)	2
	民法(総論・総則・親族)	通年4	フランス法(隔年)	2	租税法	4
	民法(債権総論・相続)	4	政治原論	4	国際法(総論・領域)	4
	商法(総則・商行為)	2	比較政治学	4	国際機構法	4
	刑法(各論)	4	国際政治学	4	商法(手形)	2
	刑事訴訟法	4	国際政治経済分析	4	経済法	4
	演習(※2)	2	政治思想史	4	国際取引法	2
			公共政策	4	社会保障法	2
					刑事学	4
					民事執行・保全法(隔年)	2
					破産法(隔年)	2
					外交史	4
					Japanese Politics from a Comparative Perspective	2
					現代社会と弁護士	2
					アセットマネジメントの実務と法	2
					生命保険の実務と法	2
					金融法と銀行実務	2
					信託法の理論と実務	2
					ミクロ経済学2	2
					経済史2	2
					経済政策論	2
					経済統計学	2
				会計学2	2	
				日本経済史	2	
				欧米経済史	2	
				外国文献研究(英)	2	
				外国文献研究(仏)	2	
合計		54		※3	※4	

- ※1 学士試験に合格して法曹基礎プログラムを修了するためには、教養科目56単位以上、専門科目80単位以上の修得が必要。
- ※2 演習は合計4単位以上の修得が必要。
- ※3 合計6単位以上の修得が必要。
- ※4 選択必修科目及び選択科目のうちから、合計26単位（選択必修科目6単位を含む。）以上の修得が必要。

<別紙2>

乙の法曹基礎プログラムにおける成績評価の基準

学部素点	評点	評語 成績証明書の表示	評価の割合（※1）
100-80	4.3	A+	合格者の15%~20%程度。 なお、90点程度を点数の上限とする。
79-75	4	A	70点以上（A+・A・B）が、合格者の85%程度以上。
74-70	3	B	
69-65	2	C	合格者の15%程度未満。
64-60	1	D	
59-0	0	F	

※1 受験者の数が少ない（おおよそ30名に達しない）科目を除く。

●評語についての適用基準

- A+： 合格基準に達している。学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。
- A： 合格基準に達している。学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。
- B： 合格基準に達している。学修の高い効果が認められ、優れた成績である。
- C： 合格基準に達している。学修の効果が認められる。
- D： 合格基準に達している。最低限の学修の効果が認められる。
- F： 合格基準に達していない。不合格。

●成績の評価方法

講義終了後の学期末に試験を実施して、100点満点の学部素点により採点し、上記の評語のとおり6段階評価による成績評価を行う。

●GPA評価

GPAは、法曹基礎プログラムの修了要件として用いない。

<別紙3>

乙の法曹基礎プログラムを修了する学生を対象とする早期卒業制度

【年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件】

1. 専門科目について履修登録をすることができる単位数の上限は、教養科目と合わせて、各学期につき 30 単位である。また、第 2 年次において、専門科目について履修登録をすることができる単位数の上限は、各学期につき 20 単位であり、第 3 年次は、各学期につき 22 単位である。

2. 入学後 2 年間で学士試験に合格するために修得しなければならない単位数以上の教養科目及び 42 単位以上の専門科目の単位を修得した者であって、それらの専門科目について評点平均が 4.0 以上であるものについては、専門科目について履修登録をすることができる単位数の上限は、第 3 年次においては、各学期につき 26 単位を上限とする。

【早期卒業の要件】

1. 3 年在学した者が、第 3 年次の終了時に、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、早期卒業をするものとする。

- (1) 京都大学法学部履修規程第 1 条第 2 項及び第 3 項に定めるところにより、第 1 項に定める単位数以上の単位を修得したこと
- (2) 京都大学法学部履修規程第 6 条の 4 の各号に定める法曹基礎プログラムの修了要件のいずれにも該当すること
- (3) 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）第 2 条第 1 号に定める法科大学院の入学試験に合格したこと

2. 早期卒業を希望する者は、第 3 年次の初めに早期卒業志望者認定を受け、かつ、第 3 年次の終わりに、法学部長に対して、早期卒業して法科大学院に入学する意思を表明していなければならない。

<別紙4>

乙の法曹基礎プログラムを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする 入学者選抜の方法

《5年一貫型教育選抜》

乙の法曹基礎プログラムを修了する見込みの者を対象として、5年一貫型教育選抜による入学選抜を令和4年度入学者から実施する。

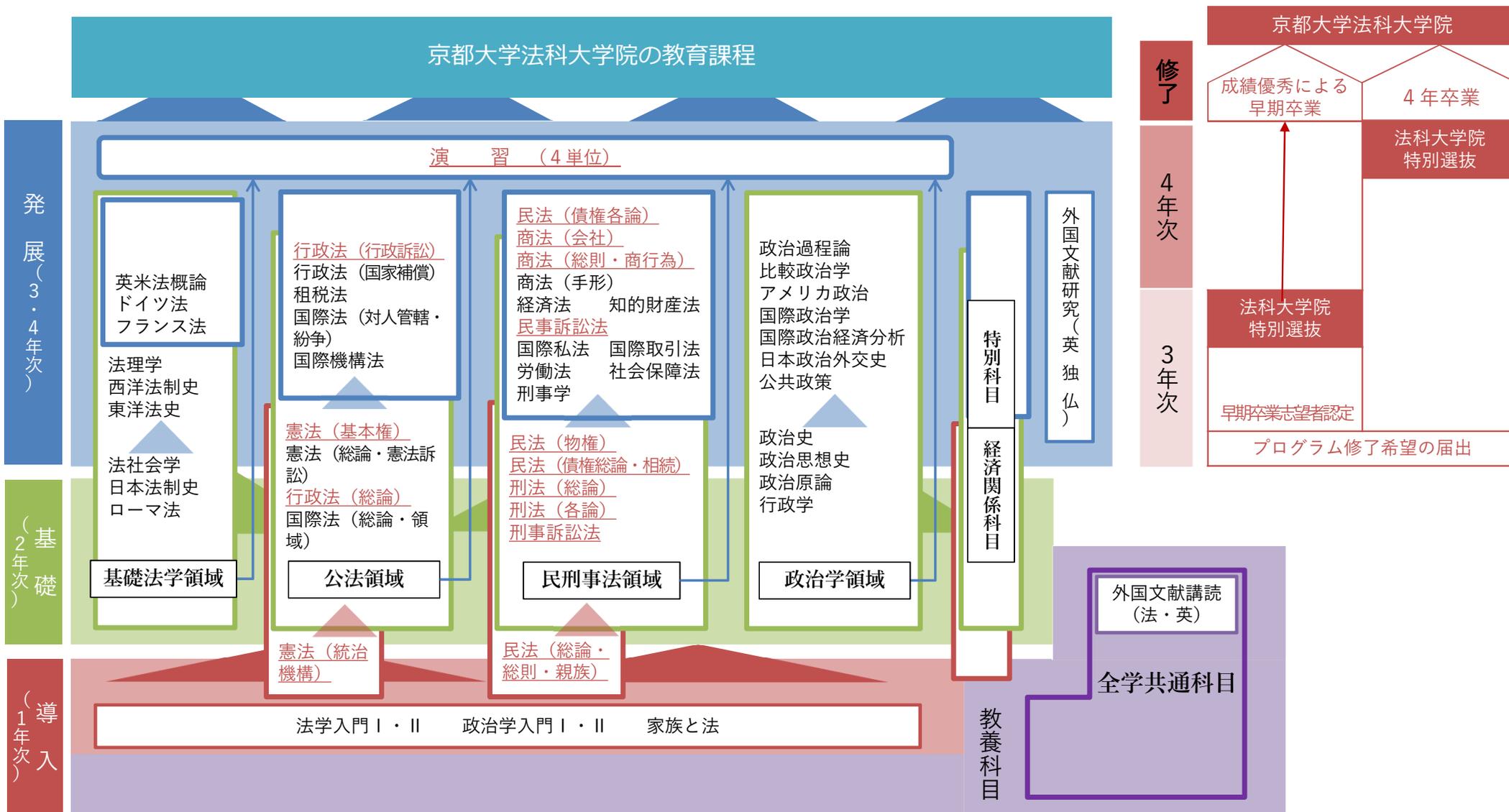
出願要件は、一般的な出願資格に加えて、乙の法曹基礎プログラムの修了を希望する旨を乙の法学部長に届け出ており、甲の法曹養成専攻入学の前年度末に同プログラムを修了する見込みであることである。

合否判定は、学部成績等の出願書類の審査結果及び口述試験の成績に基づいて行う。法律科目試験等の論文式試験は課さない。

この5年一貫型教育選抜による募集人員は、法学既修者枠（2年制）のうちの20名程度とする。

京都大学法学部 法曹基礎プログラム カリキュラム

京都大学法科大学院の教育課程



※下線：必修科目